

## 資料 12-2

### 令和〇〇年度さいたま文学館の管理に関する協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇月〇日付けで締結した「さいたま文学館の管理に関する基本協定書」第42条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、令和〇〇年度におけるさいたま文学館の指定管理業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 令和〇〇年度の委託料は、金 〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額 〇〇〇〇〇〇〇円を含む。）とする。

2 委託料の支払いは、甲、乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

3 委託料は、概算払いにより支払うことができるものとする。

（委託料の額の変更）

第4条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

（事業計画等）

第5条 乙は、別紙に定める事業計画等に基づき、令和〇〇年度における指定管理業務を行わなければならない。

2 乙は、甲の承認を得なければ、前項に規定する事業計画等を変更することができない。

（協定の改定）

第6条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、この協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇〇年〇月〇日

甲

乙